

働き方改革に取り組む

中小企業・小規模事業の事業主を

専門家が無料でご支援します！

人手不足の解消
に向けた雇用管理

同一労働同一賃金の実現

残業時間の削減

賃金引き上げと
生産性向上

相談無料
秘密厳守



こんなお悩みをお持ちの経営者のみなさん お気軽にご相談ください。

神奈川働き方改革推進支援センター

【電話】 ☎ 0120-910-090 【FAX】 ☎ 0120-971-030

【メール】 hatarakikata@chuokai-kanagawa.or.jp

【ホームページ】 <https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/htk/>

■ 社会保険労務士・中小企業診断士等の専門家が相談に応じます。
ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。

ステップ

1

まずは、電話・メール・FAX・ご来所にて、ご相談ください

例えば、以下のようなお悩みを持つ事業主からのご連絡をお待ちしています。

- ① 新しい36協定について詳しく知りたい
- ② パートタイマーや臨時社員の賃金の決め方についてアドバイスがほしい
- ③ 経営改善・生産性向上への取組例や活用できる助成金を知りたい
- ④ 人手不足の解消に向けた雇用管理の改善についてアドバイスがほしい
- ⑤ 働き方改革を踏まえ、就業規則を抜本的に改正したい
- ⑥ IT推進に向けてのアドバイスがほしい

ステップ

2

専門家を派遣し、ご支援します

神奈川県働き方改革推進支援センター

神奈川県労働局委託事業：神奈川県中小企業団体中央会受託

■神奈川県働き方改革推進支援センター

- [相談時間] 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
[場所] 〒231-0051 横浜市中区尾上町5丁目80番地
神奈川県中小企業センタービル9階 神奈川県中小企業団体中央会内
・JR関内駅北口 徒歩5分 ・みなとみらい線馬車道駅 徒歩7分
・市営地下鉄関内駅 馬車道改札口 徒歩3分
[電話] ☎ 0120-910-090
[ファックス] ☎ 0120-971-030
[メール] hatarakikata@chuokai-kanagawa.or.jp



専門家派遣やセンターでの相談(無料)を受け付けています!



下記の項目にご記入の上、この用紙を神奈川県働き方改革推進支援センター宛にFAXしてください。

ご相談申込シート(FAX 0120-971-030)

申込日	年 月 日 ()		
事業所名			
業種	従業員数	名	
メールアドレス			
電話番号	FAX番号		
所在地	〒		
(ふりがな) 担当者氏名	役職		
相談方法	<input type="checkbox"/> 専門家に来てほしい <input type="checkbox"/> 支援センターへ訪問する		
希望日時	月 日 () 午前・午後		
相談内容	<input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金 <input type="checkbox"/> 労働時間等の労務管理 <input type="checkbox"/> 賃金引上げ <input type="checkbox"/> 人手不足 <input type="checkbox"/> 助成金 <input type="checkbox"/> その他(具体的に)		
依頼のきっかけ	<input type="checkbox"/> 商工会議所 <input type="checkbox"/> 商工会 <input type="checkbox"/> 中小企業団体中央会 <input type="checkbox"/> センターHP <input type="checkbox"/> 厚生労働省HP <input type="checkbox"/> 労働局HP <input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 労働基準監督署 <input type="checkbox"/> 知人・取引先企業 <input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> その他 ()		